



なんでやねん

発行責任者 倉橋 忠



No.16

民法が改正され、満18歳で成人に

ー 法律(ルール)は変更されることもある ー

2018年(平成30年)6月13日、明治時代から約140年ぶりに民法が改正され、成人年齢^{げんこう}を現行の20歳から18歳に引き下げることが決定した。この改正は、2022年4月1日^{しこう}から施行される。

1 なぜ、成人年齢^{せいじんねんれい}が18歳に改正されたのか

近年、公職選挙法^{こうしんきんぎょうほう}の選挙権年齢や憲法改正国民投票^{こうひやうけんねんれい}の投票権年齢を18歳と定めるなど、18歳、19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきた。こうした中で、市民生活に関する基本法である民法でも、18歳以上を大人^{おとな}として扱う^{あつか}のが適当ではないかという議論がなされ、成年年齢^{せいねんねんれい}が18歳に引き下げられることになった。なお、世界的にも成年年齢を18歳とするのが主流となっている。

2 「成年年齢」はいつから変わるの？

2022年4月1日に18歳、19歳の方は2022年4月1日に新成人となる。現在、未成年の方は、生年月日によって新成人となる日が異なる。詳しくは次のようになる。

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降 ^{いこう} 生まれ	18歳の誕生日	18歳

3 成年に達すると何が変わる？

親の同意がなくても、一人で契約^{けいやく}ができるようになる。その代わりに、成人には保護者がいなくなるので、経済的なことについても、法律的なことについても、社会的なことについても自分で全責任^{おん}を負うことが当然のことになる。

成年に達すると、未成年のときと何が変わるのだろうか。少し法律的なことについて、民法を例にして説明しよう。

まず、民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味がある。

したがって、成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになるということになる。例えば、携帯電話を契約する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードをつくる、高額な商品を購入したときにローンを組むといったとき、未成年の場合は親の同意が必要である。しかし、成年に達すると、親の同意がなくても、こうした契約が自分一人ですることができるようになる。その代わり、借金は自分が生涯を通して返済するべき責任を負うことになる。

また、親権に服さなくなるため、自分の住む場所、進学や就職などの進路なども自分の意思で決定できるようになる。自分で責任を負うので自由が広がるのだ。

さらに、10年有効のパスポートを取得したり、公認会計士や司法書士、行政書士、医師免許、薬剤師免許などの資格を取得したりすることもできるようになる。

なお、女性が結婚できる最低年齢は、今回の改正で16歳から18歳に引き上げられるので、結婚できるのは男女ともに18歳以上となる。

一方で、成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳だとされている。これらは、契約上の権利の問題ではなく、健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から、現状維持が良いと判断されたからである。

18歳（成年）になったらできること	20歳にならないとできないこと （これまでと変わらないこと）
◆親の同意がなくても契約できる ・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードをつくる ・一人暮らしの部屋を借りる など ◆10年有効のパスポートを取得する ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る ◆結婚 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。 ◆性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる ※普通自動車免許の取得は従来と同様、 「18歳以上」で取得可能	◆飲酒をする ◆喫煙をする ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う ◆養子を迎える ◆大型・中型自動車運転免許の取得 （※資料出所：政府広報より）